

第60期 定時株主総会 招集ご通知

■開催日時

2023年3月29日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

■開催場所

京都市下京区東塩小路町570番
THE THOUSAND KYOTO（ザ・サウザンド京都）
1階 大宴会場「花鳥」
（開催場所が前回と異なっております。末尾の
「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

■決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

インターネット等又は書面（郵送）による議決権行使期限は
2023年3月28日（火曜日）午後5時30分まで

当日のご来場については、新型コロナウイルスの流行状況やご自身の体調をご考慮のうえ慎重にご判断いただき、インターネット等又は書面（郵送）による事前の議決権行使をご活用ください。インターネット等による議決権行使につきましては後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」の記載内容をご確認ください。

ご自宅等からでも株主総会の様子をご視聴いただけるよう、株主の皆様向けにインターネットによるライブ配信（中継）を行います。視聴方法は後記の「株主様向けライブ配信・事前質問方法のご案内」をご覧ください。

電子提供制度のご案内



ウェブへアクセス

会社法改正により、招集ご通知を簡素化してお届けしています。株主総会資料は、本ご通知でご案内のウェブサイト上でご確認ください。
（書面交付請求株主様へは、ウェブサイト上の株主総会資料を法令及び定款の定めにより書面にて同封しております）

証券コード：6640

I-PEX株式会社

証券コード 6640
2023年3月10日

株 主 各 位

京都市伏見区桃山町根来12番地4
I - P E X 株 式 会 社
代表取締役 社長執行役員 土 山 隆 治

第60期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第60期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://corp.i-pex.com/ja/ir/meeting>



（上記ウェブサイトへアクセスのうえ、「第60期定時株主総会招集ご通知」を選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6640/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネット等による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2023年3月28日（火曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年3月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月29日(水曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時)

2. 場 所 京都市下京区東塩小路町570番

THE THOUSAND KYOTO (ザ・サウザンド京都) 1階 大宴会場「花鳥」

開催場所が昨年開催した場所と著しく離れた場所となりましたのは、コロナ禍以前に開催していた創業地としたためであります。
当日ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第60期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第60期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以上

◎本定時株主総会ご出席に関する事項

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎その他本招集ご通知に関する事項

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求による交付書面に記載しない事項

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査等委員会が監査をした対象書類の一部であります。

①事業報告 : 会社の体制及び方針

②連結計算書類 : 連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記

③計算書類 : 株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記

※上記インターネット上の各ウェブサイトにおける掲載データは、書面交付請求による交付書面に記載しない事項を含めた全ての事項を掲載しております。

※新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大防止のため、ご出席の株主の皆様には株主総会会場にてマスク着用等のお願いや、体調不良とお見受けした方にはご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<https://www.corp.i-pex.com>

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

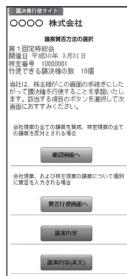
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

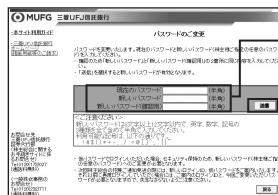
- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社CJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主様向けライブ配信・事前質問方法のご案内

本株主総会につきましては、ご来場をお控えいただいた株主様が本株主総会の模様をご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信（中継）を実施いたします。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、当日のご来場をお控えいただき、こちらをご利用いただきますようお願い申し上げます。

また、ライブ配信を行うウェブサイトにおいて、事前質問をお受けいたします。

※ライブ配信並びに事前質問をご利用いただく場合は、次頁の注意事項を必ずご一読ください。

1. 配信日時

2023年3月29日（水曜日）午前10時より



2. アクセス方法

接続先：<https://web.sharely.app/login/i-pex-60>

<必要事項> 株主番号、郵便番号

① 上記のURLをご入力いただくか、右上のQRコードを読み取り、ライブ配信ページにアクセスしてください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

② 接続されましたら、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」及び「郵便番号」を、画面表示に従って入力しログインしてください。

※議決権行使書を投函する前に、「株主番号」及び「郵便番号」を、必ずお手元にお控えください。

※ご不明点につきましては、以下URLより株主様向けFAQをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

※当日のログイン方法や操作方法についてご不明の場合は、以下窓口までお問い合わせください。

なお、株主総会の議案に対するご質問や、その他株主総会の内容に関するご意見及びご質問にはお答えいたしかねます。予めご了承ください。

【バーチャル株主総会 Sharely お問い合わせ窓口】

電話番号：03-6416-5286

受付時間：2023年3月29日（水曜日） 午前9時から株主総会終了時まで

3. 事前質問方法

「2. アクセス方法」に従ってログインしていただき、動画配信画面下にある「質問」ボタンをクリックし、質問フォームより報告事項及び決議事項に関するご質問内容を入力し、ご送信ください。

※システムの仕様上、1問につき150文字までの制限がございます。

【事前質問受付期間】

2023年3月10日（金曜日）午前9時から2023年3月24日（金曜日）午後5時30分まで

※株主の皆様へご関心が特に高いと思われる事項を中心に、株主総会当日にご説明させていただく予定です。

※株主総会の進行上の都合やご質問内容により、すべてのご質問にお答えできない場合があります。

注意事項

- ・本ライブ配信は、株主総会の模様をご視聴頂けますが、会社法上、株主総会へのご出席とは認められず、当日の質疑応答及び決議にご参加いただくことができない旨を予めご了承のうえ、ご視聴いただきますようお願い申し上げます。
- ・株主の皆様におかれましては、インターネット等又は書面（郵送）による議決権の事前行使をお願いいたく、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年3月28日（火曜日）午後5時30分までに行使いただきますようお願い申し上げます。
- ・事前質問フォームから動議の提出はできません。動議を提出する可能性がある株主様は、本総会会場へ直接ご出席ください。
- ・当日は安定した配信に努めてまいりますが、通信環境の状況により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害並びに配信のタイムラグが発生する可能性がございます。当社はこれら通信障害によってオンライン参加のご視聴者様が被った不利益に関しては、一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- ・株主総会当日において、株主様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートいたしかねますので、予めご了承ください。
- ・ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- ・映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
- ・当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみといたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。予めご了承下さい。
- ・その他配信システムに関するご不明点に関しましては、以下URLよりFAQサイトをご確認ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

事業報告

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度において世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、ウクライナ情勢の長期化に伴う資源・エネルギー価格の高騰、サプライチェーンの混乱による部品・原材料の供給不足並びに価格上昇、欧米経済のインフレ懸念の高まり等、依然として予断を許さない状況が継続しております。

わが国でも、新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、原材料価格の上昇や半導体・電装部品の供給不足、円安の進行による物価の上昇等、景気の先行きには不透明感が広がっております。

そのような状況下において、当連結会計年度の売上高は59,643百万円（前年同期比10.8%減）、営業利益978百万円（前年同期比85.8%減）、経常利益2,120百万円（前年同期比72.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益168百万円（前年同期比97.2%減）となりました。

なお、セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

[セグメント別状況]

(電気・電子部品事業)

電気・電子部品事業は、世界的な景気後退懸念の高まりを背景に、情報端末等の需要が減少したことを受けて低迷しました。製品別では、パソコンメーカーの生産が落ち込んだ影響により、ノートパソコンのパネル接続等に使用される細線同軸コネクタが減少しました。基板対基板コネクタは、シールド特性に優れた高性能ノートパソコン向けが堅調に推移したものの、5Gスマートフォンの通信モジュール向けは減少しました。HDD関連部品は、データセンター向け大容量HDDに使用される関連部品は堅調に推移しましたが、第4四半期に入り、景気後退懸念からデータセンターへの投資が一時的に縮小したことを受けて伸び悩みました。利益につきましては、特に第4四半期において、パソコンやHDD向け部品を中心とした売上高の減少とそれに起因する工場稼働率の低下により低迷いたしました。

その結果、当事業の当連結会計年度の売上高は36,611百万円（前年同期比11.7%減）となり、営業利益は4,777百万円（前年同期比39.0%減）となりました。

(自動車部品事業)

自動車部品事業は、半導体不足やサプライチェーンの混乱に起因する自動車メーカーの生産停滞が続いたことで、センサやコネクタ等の部品需要が減少しました。足元では緩やかながら自動車市場に回復の兆しが見られたものの、自動車部品の需給関係に大幅な改善が見られず、本格回復には至りませんでした。利益につきましては、自動車市場の先行き不透明感を背景に自動車部品の需要が低迷し売上高が減少する中、減価償却費や労務費等の固定費が高止まりしたことにより、利益水準を押し下げる結果となりました。

その結果、当事業の当連結会計年度の売上高は17,802百万円（前年同期比17.3%減）となり、営業損失は1,388百万円（前年同期は営業利益1,683百万円）となりました。

(設備事業)

設備事業は、半導体需要が拡大する中、半導体樹脂封止装置や金型が年間を通じて好調を維持しました。また、薄型半導体の製造に使用する樹脂漏れ防止用の自動テープ貼付機の需要も堅調に推移しました。年央以降、メモリ等の汎用半導体を中心に半導体市場に減速傾向が見られましたが、当社の得意とする車載半導体やパワー半導体向けの製造装置需要が高止まりしていることを受けて、当初の予定を上回るペースで売上高が伸長しました。利益につきましては、半導体製造装置の受注増に伴い工場稼働益が増加したことに加え、収益性の高い保守メンテナンス部品の売上高が伸長したことにより、増加いたしました。

その結果、当事業の当連結会計年度の売上高は5,229百万円（前年同期比34.9%増）となり、営業利益は925百万円（前年同期比87.2%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、新技術の開発強化及び取引先の要望に対応するため、金型及び機械を中心に5,509百万円を投資しました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として4,800百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

今後の世界経済は、依然として新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響が継続し、正常化には暫く時間を要するものと思われます。

わが国経済も、新型コロナウイルス感染症、資源・エネルギー価格の高騰、半導体をはじめと

する部品・原材料不足、為替の影響等により、先行き不透明な状況で推移するものと思われます。

このような状況の下、当社グループにおきましては、資本コストを意識した企業経営に努め、事業の構造改革を推進することで事業ポートフォリオの最適化を実現し、安定した収益を確保できる体制づくりを進めてまいります。

電気・電子部品事業は、収益構造の多様化を実現すべく、データセンターや通信基地局をはじめとするエンタープライズ市場への参入、拡販に注力してまいります。今後、データ量の増加に伴い、データセンター機器内で伝送される信号が高速化していくことが予想されるため、民生市場で培った高周波・高速伝送技術を活用し、新たな市場への参入を積極的に推進してまいります。HDD関連部品は、一時的に落ち込んだデータセンター向け大容量HDDの需要が回復すると予想されることから、大容量化に伴う技術トレンドに適応した難易度の高い関連部品の量産に向けた準備を進めてまいります。

自動車部品事業は、半導体不足やサプライチェーンの混乱等に伴う自動車メーカーの供給制約が緩やかに解消に向かうことが予想されるため、自動車部品の需要が持ち直すものと思われます。加えて、エアバックや回生ブレーキ、電子制御系部品等の新規立ち上げも売上高の回復に寄与することが期待されます。今後、自動車の電動化・電子化の進展に歩調を合わせ、より収益性の高い製品の開発や受注に注力することで、自動車部品事業の更なる成長を実現させてまいります。

設備事業は、半導体製造装置において、脱炭素化や車の電動化・電子化の進展を背景にパワー半導体や車載半導体向け封止装置の需要が堅調に推移することが予想されるため、差別化した技術によるカスタマイズ提案を推進し、受注拡大を図ってまいります。また、半導体製造装置で培った熱硬化性封止技術を活用し、電子部品等の半導体以外の製造装置への展開を図ることで収益基盤の強化に努めてまいります。

また、グループ全体の取り組みとして、2022年に策定した「I-PEX Vision 2030」の達成に向けた種々の施策を着実に実行していくことで、企業価値向上を実現させてまいります。特にMEMS関連ビジネスにおきましては、世界で初めてMEMSの素材であるPZT（ジルコン酸チタン酸鉛）の単結晶化に成功したKRYSTAL株式会社等（現I-PEX Piezo Solutions株式会社）を子会社化したことで、材料開発から量産まで一連のプロセスをグループ内で完結できる体制を構築いたしました。今後、I-PEXグループの中長期的な成長に資する事業へと発展していくものと考えております。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 57 期 2019年12月期 | 第 58 期 2020年12月期 | 第 59 期 2021年12月期 | 第 60 期 2022年12月期 (当連結会計年度) |
|-------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 54,019 | 54,531 | 66,871 | 59,643 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 1,382 | 2,672 | 7,704 | 2,120 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円) | 925 | 1,151 | 5,921 | 168 |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円) | 54.83 | 61.50 | 316.82 | 9.08 |
| 総 資 産 (百万円) | 80,421 | 81,908 | 91,690 | 92,237 |
| 純 資 産 (百万円) | 49,795 | 49,515 | 56,775 | 58,346 |
| 1 株 当 たり 純 資 産 (円) | 2,656.10 | 2,641.63 | 3,060.94 | 3,139.58 |

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、電気・電子部品事業、自動車部品事業及び設備事業の3事業を行っております。

各事業の主要製品は、次のとおりであります。

| 事 業 名 | 主 要 製 品 |
|-----------|--|
| 電気・電子部品事業 | コネクタ及び同関連部品（細線同軸コネクタ、超小型R F同軸コネクタ等） エレクトロニクス機構部品（ハードディスクドライブ用機構部品等） |
| 自動車部品事業 | 車載用センサ・コネクタ、自動車関連部品等 |
| 設備事業 | 半導体樹脂封止装置等 |

(7) 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 出資比率 (%) | 主要な事業内容 |
|-------------------------|-----------|----------|--------------|
| I-PEX SINGAPORE PTE LTD | 3,300千S\$ | 100 | 電子部品等の製造及び販売 |
| 爱沛精密模塑(上海)有限公司 | 64,820千元 | 100 | 電子部品等の製造及び販売 |

(8) 主要な営業所及び工場 (2022年12月31日現在)

| | | |
|-----|-----|--|
| 当社 | 営業所 | 本社(京都市伏見区) 東京事業所(東京都町田市) 横浜オフィス(神奈川県横浜市) I-PEXキャンパス(福岡県小郡市) |
| | 工場 | 京都工場(京都市伏見区) 小郡工場(福岡県小郡市) 大野城工場(福岡県大野城市) 大刀洗工場(福岡県朝倉郡筑前町) 山梨工場(山梨県山梨市) |
| 子会社 | 工場 | I-PEX島根株式会社 島根工場(島根県松江市) KRYSTAL株式会社 山口工場(山口県宇部市) I-PEX SINGAPORE PTE LTD イシュン工場(シンガポール) ウッドランド工場(シンガポール) 爱沛精密模塑(上海)有限公司 上海第一・第二・第三工場(中国 上海) 爱沛精密模塑(東莞)有限公司 東莞工場(中国 東莞) IPEX GLOBAL MANUFACTURING (M) SDN. BHD. ジョホールバル工場(マレーシア ジョホールバル) I-PEX PHILIPPINES INC. ラグナ工場(フィリピン ラグナ) I-PEX (THAILAND) CO., LTD. チョンブリ工場(タイ チョンブリ) PT IPEX INDONESIA INC ビンタン工場(インドネシア リアウ) I-PEX VIET NAM CO., LTD. ホーチミン工場(ベトナム ビンズオン) I-PEX USA MANUFACTURING INC. アラバマ工場(アメリカ アラバマ) |

- (注) 1. 東京事業所は、2023年1月1日付で東京R&Dセンターに名称を変更しております。
2. 2022年5月16日に横浜オフィス（神奈川県横浜市）の開設に伴い、2022年5月31日をもって東京支社は閉鎖いたしました。
3. KRYSTAL株式会社は、2023年1月1日付でI-PEX Piezo Solutions株式会社に社名変更しております。

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数（名） | 前連結会計年度末比増減 |
|-------------|-------------|
| 5,293 (415) | 374名減 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者（派遣社員）の年間平均雇用人数を（ ）で外数により記載しております。
2. 従業員数が前連結会計年度末に比べて374名減少しておりますが、これは一部の連結子会社における業務の一部を外部委託したことが主な要因であります。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数（名） | 前事業年度末比増減 | 平均年齢（歳） | 平均勤続年数（年） |
|-------------|-----------|---------|-----------|
| 2,000 (102) | 28名増 | 38.9 | 14.2 |

- (注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者（派遣社員）の年間平均雇用人数を（ ）で外数により記載しております。

(10) 主要な借入先の状況

| 借入先 | 借入金残高（百万円） |
|-------------|------------|
| 株式会社京都銀行 | 6,313 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 6,280 |
| 株式会社三井住友銀行 | 2,703 |
| 株式会社みずほ銀行 | 2,269 |
| 株式会社山陰合同銀行 | 91 |

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 35,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 18,722,800株 |
| (3) 株主数 | 9,931名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

| 株 主 名 | 持 株 数 (株) | 持 株 比 率 (%) |
|---|-----------|-------------|
| D M C 株 式 会 社 | 6,821,400 | 36.77 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 1,300,800 | 7.01 |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 644,400 | 3.47 |
| I - P E X 従 業 員 持 株 会 | 570,580 | 3.07 |
| 小 西 大 樹 | 300,000 | 1.61 |
| DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO | 276,100 | 1.48 |
| NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES SE, LUXEMBOURG RE CLIENTS NON-TREATY ACCOUNT | 161,000 | 0.86 |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040 | 156,200 | 0.84 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 | 131,700 | 0.70 |
| JP MORGAN CHASE BANK 385781 | 114,950 | 0.61 |

- (注) 1. 当社は、自己株式を172,166株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式（172,166株）を控除して計算しております。
3. 2022年3月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、アセットマネジメントOne株式会社が2022年2月28日現在で736,800株を保有している旨が記載されているものの、当社として2022年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。
4. 株式会社ディー・エム・シーは、2022年6月1日付で商号をDMC株式会社に変更しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

| | 株 式 数 | 交 付 対 象 者 数 |
|--------------------------------|---------|-------------|
| 取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。） | 17,500株 | 8名 |

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. (2)取締役の報酬等」に記載しております。

2. 上記は、退任した取締役に対して交付された株式も含めて記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2022年12月31日現在）

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|--------------------------|---------|---------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 | 土 山 隆 治 | 愛沛精密模塑（上海）有限公司董事長 |
| 取 締 役 常 務 執 行 役 員 | 緒 方 健 治 | 技術開発統括部長 |
| 取 締 役 常 務 執 行 役 員 | 原 昭 彦 | 電子部品事業部長 |
| 取 締 役 執 行 役 員 | 小 西 玲 仁 | 経営企画統括部長 |
| 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ） | 橋 口 純 一 | 株式会社ツバキ・ナカシマ社外取締役 マークラインズ株式会社社外監査役 |
| 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ） | 庭 野 修 次 | |
| 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ） | 若 杉 洋 一 | 弁護士（弁護士法人大江橋法律事務所 社員弁護士） |

- (注) 1. 2022年3月29日開催の第59期定時株主総会終結の時をもって、取締役常務執行役員原田 隆氏は任期満了により退任いたしました。
2. 取締役（監査等委員）橋口 純一氏、庭野 修次氏及び若杉 洋一氏は、社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員）橋口 純一氏は、長年にわたる企業経営者として培われた豊富な経験と高い見識を有しており、取締役（監査等委員）庭野 修次氏は、他社で培った企業会計に関する豊富な経験と高い見識を有しており、取締役（監査等委員）若杉 洋一氏は、弁護士の資格を有しており、法務及びコンプライアンスに関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、内部監査室を設置しており、同室が内部監査対応を専属で担当することで監査等委員会の機能を支援することが十分可能であると判断されるため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 当社は、取締役（監査等委員）橋口 純一氏、庭野 修次氏及び若杉 洋一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社では、コーポレートガバナンスのより一層の強化を目指し、執行役員の業務執行責任をさらに明確化することにより意思決定の迅速化及び業務執行の効率化を図るために執行役員制度を導入しております。当社の執行役員は11名で、上記の執行役員を兼務する取締役の他に7名の執行役員がおります。

(2) 取締役の報酬等

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2019年3月15日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本項において同様。）の個人別の報酬等の内容についての決定方針を定め、その内容は以下のとおりです。

(ア) 基本方針

当社は、取締役の報酬等を更なる業価値向上を実現する上での経営上の重要課題と位置付けており、短期的な視点だけでなく中長期的な視点から業績の向上と企業価値向上に資する報酬制度とすることを基本方針としております。

そのため取締役の報酬等は、「月額報酬」以外に、単年度業績に対する達成度に連動する「業績連動賞与」及び中期経営計画の業績目標の達成度に連動する「業績連動型株式報酬」を組み合わせ構成しており、これにより有能な人材の確保及び業績向上へのインセンティブを実現することで、更なる企業価値向上に資することを目指しております。

(イ) 月額報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

月額報酬は役位別に監督と業務執行の職責に基づいて支給する金額が設定され、毎月決められた日に金銭で支給されます。

(ウ) 業績連動賞与（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

業績連動賞与は、当社取締役会においてあらかじめ設定された単年度の当社業績の数値目標（連結売上高と親会社株主に帰属する当期純利益）に対する達成率から対象取締役全員に対する賞与原資額を決定し、その原資額の範囲内で全社的業績指標と各対象取締役の企業価値向上への貢献度から個人の賞与額を決定する制度です。

賞与原資額は、数値目標達成率によって0%～170%の範囲で変動し、支給される場合は、当該事業年度に係る定時株主総会の日から2か月以内に支給されます。

(工) 中期業績連動型株式報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

中期業績連動型株式報酬は、対象中期経営計画期間中の当社業績目標（連結営業利益、連結ROE等）を達成した場合に、当社普通株式（非金銭報酬）の交付と納税資金確保のための金銭を支給する制度で、数値目標達成率によって0%～200%の範囲で変動します。

交付される普通株式数や金銭の額を算出するための業績目標数値や計算方式、指標等は、対象期間開始後3か月以内に行われる取締役会において決定され、それに基づいて対象期間終了後に数値目標の達成率に応じて交付する普通株式数や金銭の額が算出されます。

その結果、中期業績連動型株式報酬が支給される場合は、業績評価対象期間の最終事業年度に係る定時株主総会終了後に取締役会で金銭報酬債権を決定、及び株式交付に係る決議を経た上で、当該株主総会の日から2か月以内に当社株式の交付（現物出資のための金銭報酬債権の交付と当社普通株式の発行又は処分）及び金銭の支給を行います。

(オ) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的な検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

(カ) 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役会は、代表取締役に対し、各取締役の月額報酬の額及び業績連動賞与の個人評価の決定を委任しております。また、代表取締役が委任を受けた権限を適切に行使されるようにするための措置として、取締役の個人別の報酬等の決定が客観性、透明性をもった手続により行われ、かつ、その内容が当社の定める方針に沿っていることを指名・報酬委員会において確認する体制としております。

(キ) 上記のほか報酬等の決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等は、取締役が担う監督と業務執行の職責に応じて、役位別に設定することとしており、他社水準や当社の業績目標の達成度等を勘案のうえ、取締役会が指名・報酬委員会へ諮問し、その答申をもとに決定します。

なお、報酬制度全体の内容や報酬額の水準は、中期経営計画に連動した期間ごとに見直すこととしており、指名・報酬委員会への諮問、答申を経て、最終的に代表取締役が各取締役の月額報酬の額及び業績連動賞与の個人評価を決定しております。

また、監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役間の協議により決定することとしております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額等

| 区 分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) | | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|-------------------------------|-----------------|------------------|------------------|-------------------|----------------|-----------------------|
| | | 月額報酬 | 業 績 連 動 等 報 酬 | | 非 金 銭 報 酬 等 | |
| | | | 賞 与 | 業 績 連 動 型 株 式 報 酬 | | |
| 取締役 (監査等委員を除く。) (うち、社外取締役) | 109 (-) | 137 (-) | 7 (-) | △35 (-) | - (-) | 5 (-) |
| 取締役 (監査等委員) (うち、社外取締役) | 21 (21) | 21 (21) | - (-) | - (-) | - (-) | 3 (3) |
| 合計 (うち、社外取締役) | 130 (21) | 158 (21) | 7 (-) | △35 (-) | - (-) | 8 (3) |

(注) 1. 上記には、2022年3月29日開催の第59期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 取締役 (監査等委員を除く。) に対する業績連動報酬等である業績連動型株式報酬 (パフォーマンス・シェア・ユニット) の額は、当事業年度における費用計上額です。
3. 上記の報酬等のうち、業績連動型株式報酬は業績連動報酬等及び非金銭報酬等の双方に該当しますが、業績連動報酬等として表示しております。
4. 業績連動報酬等である業績連動賞与の算定の基礎として選定した主な業績指標は、連結売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益であります。当該指標を選定した理由は、事業成長の経営成果と配当に係わる株主視点からであり、これにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上及び取締役と株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的としております。当該報酬額は、「(2)取締役の報酬等① (ウ) 業績連動賞与 (金銭報酬) の個人別の報酬等の額の決定に関する方針」に従って算定しております。なお、当連結会計年度の連結売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益の実績は、連結損益計算書に記載のとおりです。

また、業績連動報酬等である業績連動型株式報酬 (パフォーマンス・シェア・ユニット) の算定の基礎として選定した主な業績指標は、連結営業利益及び連結ROE実績の対象期間3年間の平均であります。当該指標を選定した理由は、事業活動成果と資本効率のバランスの観点からであり、これにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上及び取締役と株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的としております。当該報酬額は、「(2)取締役の報酬等① (ウ) 業績連動賞与 (金銭報酬) の個人別の報酬等の額の決定に関する方針」に従って算定しております。なお、指標の実績は以下のとおりです。

【業績連動型株式報酬】

| 業績指標 | 当期の実績 |
|--------|--------|
| 連結営業利益 | 978百万円 |
| 連結ROE | 0.29% |

5. 当社は、2019年3月27日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって取締役（監査等委員を除く）の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。これに基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し30百万円の役員退職慰労金を支給しております。なお、支給金額には、過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。また、当該金額は上記報酬等には含まれておりません。

(4) 取締役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

① 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等にかかる株主総会決議

- a 2017年3月30日開催の第54期定時株主総会の決議により、取締役の金銭報酬の額は年額350百万円以内、当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名（うち、社外取締役3名）と定められ、また2019年3月27日開催の第56期定時株主総会の決議により、業績連動賞与を導入し、月額報酬及び業績連動賞与の合計で上記の年額以内と定められています。なお、2019年3月27日開催の第56期定時株主総会の終結時点の対象取締役の員数は7名（うち社外取締役0名）であります。
- b 2019年3月27日開催の第56期定時株主総会及び2022年3月29日開催の第59期定時株主総会の決議により、業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）を導入しており、当社普通株式を交付するための金銭報酬債権及び納税資金確保のための金銭は、各中期経営計画の対象期間である3事業年度（以下「対象期間」といいます。）の総額で、当社普通株式150,000株に交付時時価（各対象期間終了後における、本制度に基づく当社普通株式の交付に係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近日の終値））を乗じた額以内とし、また対象取締役に交付する当社の普通株式の総数は対象期間において75,000株以内（ただし、当社普通株式が株式分割、株式併合、株式無償割当等によって増減した場合、対象取締役全員に支給する金銭報酬債権と金銭の額の総額及び対象取締役全員に交付する当社普通株式の総数は、その比率に応じて調整する。）と定められています。なお、2022年3月29日開催の第59期定時株主総会の終結時点の対象取締役の員数は4名（うち社外取締役0名）であります。

- ② 監査等委員である取締役の報酬等は、2017年3月30日開催の第54期定時株主総会の決議により、年額45百万円以内と定められています。なお、当該株主総会の終結時点の対象取締役の員数は3名（うち社外取締役3名）であります。

(5) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役土山隆治氏に対し、各取締役の月額報酬の額及び業績連動賞与の個人評価の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の職責や職務状況の評価を行うには代表取締役が適切であると判断しているからです。また、代表取締役が委任を受けた権限を適切に行使されるようにするための措置として、取締役の個人別の報酬等の決定が客観性、透明性をもった手続により行われ、かつ、その内容が当社の定める方針に沿っていることを指名・報酬委員会において確認する体制としております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- a 社外取締役（監査等委員）橋口 純一氏は、株式会社ツバキ・ナカシマの社外取締役及びマークライズ株式会社の社外監査役であります。株式会社ツバキ・ナカシマ及びマークライズ株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
- b 社外取締役（監査等委員）若杉 洋一氏は、当社が顧問契約を締結している弁護士法人大江橋法律事務所の社員弁護士であり、当社は同事務所の他の弁護士より必要に応じて法律上のアドバイス等を受けておりますが、同事務所が受ける総報酬額に対する当社の過去3事業年度の平均支払額につきましては、同事務所の各年度における年間受取報酬総額の約0.8%であり、当社の「社外取締役の独立性基準」に定める年間受取報酬総額の2%を超えないことから、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|------------------|---------|---|
| 取 締 役 (監査等委員) | 橋 口 純 一 | 当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、また監査等委員会15回全てに出席しております。 経営者として及びグローバル企業での豊富な経験に基づき、取締役会及び監査等委員会等で適宜発言を行っております。 当社は、橋口純一氏に対し、グローバル企業で培った豊富な経験と深い見識を当社の経営に活かすことを期待しており、同氏は、経営の重要事項の決定及び業務遂行の監督等に適切な役割を果たしております。また、同氏は当社の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会10回に出席し、客観的・中立的立場で意見等を適宜述べ、当社の役員選定に向けた監督並びに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額等の決定に関与しております。 |

| 区 分 | 氏 名 | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|------------------|---------|---|
| 取 締 役 (監査等委員) | 庭 野 修 次 | <p>当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、また監査等委員会15回全てに出席しております。</p> <p>過去の会社役員等の経験から会社経営全般に精通しており、取締役会及び監査等委員会等で適宜発言を行っております。</p> <p>当社は、庭野修次氏に対し、会社役員としての豊富な経験と深い見識を当社の経営に活かすことを期待しており、同氏は、経営の重要事項の決定及び業務遂行の監督等に適切な役割を果たしております。また同氏は当社の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会10回に出席し、客観的・中立的立場で意見等を適宜述べ、当社の役員選定に向けた監督並びに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額等の決定に関与しております。</p> |
| 取 締 役 (監査等委員) | 若 杉 洋 一 | <p>当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、また監査等委員会15回全てに出席しております。</p> <p>主に弁護士としての専門的見地から法務及びコンプライアンスに関する事項について、取締役会及び監査等委員会等で適宜発言を行っております。</p> <p>当社は、若杉洋一氏に対し、客観的な視点と高度の専門性をもった知見を当社の経営に一層反映できるものと期待しており、同氏は、経営の重要事項の決定及び業務遂行の監督等に適切な役割を果たしております。また同氏は当社の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会10回に出席し、客観的・中立的立場で意見等を適宜述べ、当社の役員選定に向けた監督並びに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額等の決定に関与しております。</p> |

4. 株式会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意による犯罪行為を行った役員自身の損害等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|---------------------------------------|-------|
| 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 61百万円 |
| 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 61百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社であるI-PEX SINGAPORE PTE LTD及び愛沛精密模塑（上海）有限公司は、当社の会計監査人以外の会計事務所の法定監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の基礎として「I-PEXグループ役職員行動規範」を策定し、役職員への浸透を図る。
- ② 取締役から統括責任者を選任し、取締役その他必要な人員で構成する内部統制・コンプライアンス委員会と委員長直属の事務局を設置する。
- ③ 内部統制・コンプライアンス委員会には、各部門に対する指導権限を与える。
- ④ 各部門にコンプライアンス実務担当者を配置する。
- ⑤ 取締役、内部統制・コンプライアンス委員会が法律違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、監査等委員会に報告しなければならない。
- ⑥ 業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、各部門の業務プロセスを監査し、不正の発見、防止とプロセスの改善に努める。
- ⑦ 内部の相談、通報窓口としてヘルプラインを設置し、社内におけるコンプライアンスに関する重要な事項がある場合は監査等委員会に報告する。
また、その際の通報者には不利な取扱いをしない。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の基礎として、「危機管理社内マニュアル」を策定し、各部門に浸透を図る。
- ② リスク管理全体を総務統括部が統括し、当社の業務執行にとってのリスクを認識した上で、その監視及び対応を行う。
- ③ 大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合は、社長を対策本部長とし必要な人員で組織する「危機対策本部」を設置し、危機対応の措置をとる。
- ④ 新たに生じたリスクへの対応のために必要がある場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として取締役会を毎月1回開催する。また、必要に応じて適宜開催するものとする。
 - ② 取締役会では、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の確認等を行うものとする。
 - ③ 取締役会とは別に経営会議を開催し、事業運営についての様々なテーマについて、議論を行う場を確保する。
- (4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、適切かつ確実に保存、管理することとし、必要に応じ閲覧可能な状態を維持することとする。
 - ② 取締役の職務の執行に係る情報、文書等は法令によって決められたものの他、会社にて重要と認められるものを選定する。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、グループ会社をグループ会社管理規程に基づき管理を行う。
 - ② 各事業部に配置するコンプライアンス実務担当者は、事業部に属するグループ会社を含め担当する。
 - ③ 内部統制・コンプライアンス委員会は、グループ会社全体のコンプライアンスを統括、推進する体制とする。
 - ④ 内部監査室による監査は、グループ会社も対象とし、定期的を実施する。
 - ⑤ 実務担当者、取締役、内部統制・コンプライアンス委員会及び内部監査室がグループ会社において法律違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、監査等委員会に報告しなければならない。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会の職務を補助すべき者が必要な場合は、監査等委員会スタッフを置くことができる。
 - ② 監査等委員会の職務の補助を担当する使用人は、監査等委員会からの要請、指示された事項を最優先に行うものとするとともに、当該使用人の異動等人事については監査等委員会の同意を要するものとし、独立性を確保する。

- (7) 監査等委員会への報告体制とその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法令に違反する事実、当社グループに著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を速やかに監査等委員会に報告をしなければならない。
 - ② 監査等委員会は、いつでも必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し報告を求めることができる。その場合は、当該取締役及び使用人は、速やかに報告をしなければならない。
 - ③ 監査等委員会は、経営会議や内部統制・コンプライアンス委員会会議等に出席することができる他、稟議書等の業務執行に関する重要文書を閲覧することができる。
 - ④ 監査等委員会は、内部監査室の実施する監査計画の確認や修正を求めることができる。また、内部監査の結果は適宜報告を受け、必要があると認められるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
 - ⑤ 監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに情報の交換を行うなどの連携を図っていく。
- (8) 上記(7)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査等委員会への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
- (9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の請求をしたときは、当該費用が監査等委員会の職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、これに応じるものとする。
- (10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ① コンプライアンス
- 当社の「I-PEXグループ役員行動規範（抜粋）」及び「コンプライアンス連絡規程（抜粋）」等を記載したCSRハンドブックを社内イントラネットに掲示のうえ取締役及び使用人に周知し、またCSR勉強会を適宜開催するなどコンプライアンス意識の向上に努めております。

内部監査室が独立した立場から当社グループのコンプライアンス監査を行い、コンプライアンス上の問題の有無について内部監査報告会で報告しております。

当社ウェブサイトに通報窓口を設け、不正行為等の早期発見に努めております。

② リスク管理

「危機管理社内マニュアル」に基づき、各部署の課長代理以上の責任者からなる危機管理対策要員を通して、具体的な事前の抑止活動及び使用人の教育訓練を実施しております。

③ 取締役の職務執行

取締役会を16回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の確認等を行いました。

④ 監査等委員会の監査

監査等委員会を15回開催し、監査方針等の協議決定及び監査結果報告を行いました。監査等委員は、取締役会その他重要な会議に出席し適宜意見を述べた他、内部監査室や会計監査人と相互連携し、監査の実効性確保に努めました。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|--------------------|---------------|-------------------------|---------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 41,193 | 流 動 負 債 | 19,673 |
| 現金及び預金 | 14,293 | 支払手形及び買掛金 | 2,010 |
| 受取手形及び売掛金 | 11,203 | 電子記録債務 | 183 |
| 電子記録債権 | 1,374 | 短期借入金 | 10,496 |
| 製 品 | 4,326 | リ ー ス 債 務 | 516 |
| 仕 掛 品 | 4,956 | 未 払 金 | 3,498 |
| 原材料及び貯蔵品 | 2,894 | 未払法人税等 | 260 |
| そ の 他 | 2,145 | 賞 与 引 当 金 | 880 |
| 貸倒引当金 | △1 | そ の 他 | 1,827 |
| 固 定 資 産 | 51,043 | 固 定 負 債 | 14,217 |
| 有 形 固 定 資 産 | 45,688 | 長期借入金 | 7,160 |
| 建物及び構築物 | 14,366 | リ ー ス 債 務 | 1,733 |
| 機械装置及び運搬具 | 18,460 | 長期未払金 | 3,615 |
| 工具、器具及び備品 | 2,307 | 繰延税金負債 | 1,437 |
| 土 地 | 5,459 | 退職給付に係る負債 | 141 |
| 建設仮勘定 | 5,094 | そ の 他 | 129 |
| 無 形 固 定 資 産 | 3,162 | 負 債 合 計 | 33,891 |
| の れ ん | 2,038 | 純 資 産 の 部 | |
| そ の 他 | 1,124 | 株 主 資 本 | 53,484 |
| 投資その他の資産 | 2,191 | 資 本 金 | 10,968 |
| 投資有価証券 | 1,395 | 資 本 剰 余 金 | 10,513 |
| 繰延税金資産 | 31 | 利 益 剰 余 金 | 32,365 |
| 退職給付に係る資産 | 317 | 自 己 株 式 | △363 |
| そ の 他 | 469 | その他の包括利益累計額 | 4,756 |
| 貸倒引当金 | △22 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | 4,319 |
| | | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | 437 |
| | | 非 支 配 株 主 持 分 | 104 |
| 資 産 合 計 | 92,237 | 純 資 産 合 計 | 58,346 |
| | | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 92,237 |

連結損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|--------|
| 売上高 | 59,643 |
| 売上原価 | 41,548 |
| 売上総利益 | 18,095 |
| 販売費及び一般管理費 | 17,116 |
| 営業利益 | 978 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息及び配当金 | 27 |
| 為替差益 | 1,082 |
| 助成金収入 | 249 |
| その他 | 111 |
| | 1,471 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 236 |
| その他 | 93 |
| | 329 |
| 経常利益 | 2,120 |
| 特別利益 | |
| 固定資産売却益 | 72 |
| 特別損失 | |
| 固定資産売却損 | 179 |
| 投資有価証券売却損 | 469 |
| 減損損失 | 216 |
| その他 | 193 |
| | 1,059 |
| 税金等調整前当期純利益 | 1,133 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 984 |
| 法人税等調整額 | △45 |
| | 939 |
| 当期純利益 | 194 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 25 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 168 |

連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|---------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高 | 10,968 | 10,513 | 33,287 | △422 | 54,347 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | △50 | | △50 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 10,968 | 10,513 | 33,236 | △422 | 54,296 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △1,019 | | △1,019 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 168 | | 168 |
| 自己株式の処分 | | △19 | | 58 | 38 |
| 自己株式処分差損の振替 | | 19 | △19 | | - |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | | | | | - |
| 連結会計年度中の変動額合計 | - | - | △870 | 58 | △812 |
| 当 期 末 残 高 | 10,968 | 10,513 | 32,365 | △363 | 53,484 |

| | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | | | | 非 支 配 株 主 持 分 | 純資産合計 |
|---------------------------|-----------------------|--------------------|---------------------|-------------------|---------------|--------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | 退職給付に係る調 整 累 計 額 | その他の包括利益 累計額合計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 6 | 1,422 | 921 | 2,349 | 77 | 56,775 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | - | | △50 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 6 | 1,422 | 921 | 2,349 | 77 | 56,724 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | - | | △1,019 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | - | | 168 |
| 自己株式の処分 | | | | - | | 38 |
| 自己株式処分差損の振替 | | | | - | | - |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △6 | 2,897 | △484 | 2,406 | 26 | 2,433 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | △6 | 2,897 | △484 | 2,406 | 26 | 1,621 |
| 当 期 末 残 高 | - | 4,319 | 437 | 4,756 | 104 | 58,346 |

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

| | |
|----------|---|
| 連結子会社の数 | 22社 |
| 連結子会社の名称 | I-PEX SINGAPORE PTE LTD MDI SDN. BHD. I-PEX PHILIPPINES INC. 5S PROPERTIES, INC. 爱沛精密模塑（上海）有限公司 I-PEX USA COMPONENTS INC. I-PEX (THAILAND) CO.,LTD. I-PEX USA MANUFACTURING INC. PT IPEX INDONESIA INC I-PEX (SHANGHAI) CO.,LTD. I-PEX ELECTRONICS (H.K.) LTD. I-PEX USA LLC DJプレシジョン株式会社 爱沛精密模塑（东莞）有限公司 I-PEX VIET NAM CO.,LTD. I-PEX島根株式会社 I-PEX EUROPE SARL I-PEX KOREA CO.,LTD. IPEX GLOBAL MANUFACTURING (M) SDN. BHD. アイパックスグローバルオペレーションズ株式会社 KRYSTAL株式会社 MicroInnovators Laboratory株式会社 |

子会社はすべて連結されております。

上記のうち、KRYSTAL株式会社及びMicroInnovators Laboratory株式会社については、当連結会計年度において全株式を取得したことにより、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

記載すべき主要な非連結子会社及び関連会社はありません。

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

(a) 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(b) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

A. 製品及び仕掛品

(a) 量産品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(b) 金型・自動機及び半導体設備

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

B. 原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

C. 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、海外連結子会社は定額法を採用しております。(ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。)なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

機械装置及び運搬具 5年～10年

工具、器具及び備品 2年～8年

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産

当社及び連結子会社はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び連結子会社は債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び

過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 電気・電子部品事業

電気・電子部品事業においては、主に超小型RF同軸コネクタ、細線同軸コネクタ、基板対基板コネクタ、HDD関連部品等の製造及び販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す義務を負っております。このような製品の販売は、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合、顧客へ製品を出荷した時点で収益を認識しております。

② 自動車部品事業

自動車部品事業においては、主に自動車向け製品(カスタムコネクタ、成形品)の製造及び販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す義務を負っております。このような製品の販売は、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合、顧客へ製品を出荷した時点で収益を認識しております。有償受給取引については、顧客から購入した原材料等の支払いは、顧客に支払われる対価に該当するものと判断し、当該金額を取引価額から減額した額を収益として認識しております。

③ 設備事業

設備事業においては、主に半導体製造装置の製造及び販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す義務を負っております。このような製品の販売は、顧客指定工場に搬入据付終了の時点で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、海外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、10年以内の合理的な年数で均等償却しております。

(8) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(9) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

5. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

6. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内の販売において、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの時間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

- ・顧客から原材料等を仕入れ、加工を行ったうえで当該顧客に販売する有償受給取引においては、従来は原材料等の仕入価格を含めた対価の総額で収益を認識しておりましたが、原材料等の仕入価格を除いた対価の純額で収益を認識することに変更しております。また、従来、顧客からの支給品について流動資産の「原材料及び貯蔵品」としておりましたが、流動資産の「その他」に変更しております。
- ・設備事業の自動機の販売に関して、従来は当社の工場内での顧客立会いによる性能確認後に収益を認識しておりましたが、顧客指定工場に搬入据付終了の時点で収益を認識することに変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は3,641百万円、売上原価は3,344百万円減少し、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益がそれぞれ297百万円減少しております。

また、利益剰余金の当期首残高は、50百万円減少しております。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

7. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「受取手形及び売掛金」に含めていた「電子記録債権」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

8. 会計上の見積りに関する注記

企業結合により取得したのれん及び無形資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

当連結会計年度末の連結貸借対照表において計上した、KRYSTAL株式会社及びMicroInnovators Laboratory株式会社（以下、被取得企業）との企業結合取引により取得したのれん及び無形資産の金額は、以下のとおりであります。

| | |
|--------|----------|
| のれん | 2,038百万円 |
| 技術関連資産 | 313百万円 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

のれんは、当社及び被取得企業による統合した事業展開から期待される将来の超過収益力であり、取得価額と被取得企業の識別可能な資産及び負債の企業結合日時点の時価の差額で計上しております。

技術関連資産は、既存技術によりもたらされることが期待される将来の超過収益力であり、将来の事業計画を基礎として、同資産の陳腐化等を勘案して算定しております。資産の金額算定については外部専門家を関与させております。

これらは、いずれもその効果が及ぶ期間にわたって定期的に償却しており、未償却残高は減損処理の対象となります。減損の兆候の有無については、事業計画と実績を比較し超過収益力の著しい下落の有無を検討しております。減損の兆候がある場合には、割引前将来キャッシュフローの見積総額と帳簿価額の比較により減損損失の認識の判定を行っております。なお、当連結会計年度末において、のれん、技術関連資産に減損の兆候があると判断しております。

② 連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

のれんの金額算定の基礎となる被取得企業の事業計画は、主に当社が取り扱う製品の将来における市場成長性等に基づいた仮定を置いております。また、技術関連資産の金額算定の基礎となる陳腐化の見積りにつき、時の経過に従い一定割合で陳腐化率が増加する仮定を置いております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上述の仮定について、将来の経営環境の変化等により、実績値が計画から大きく乖離した場合、のれん、技術関連資産の減損損失を計上する可能性があります。

9. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社グループでは、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りは、連結計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症による当社グループへの影響は、今後の広がり方や収束時期等の見通しが不透明な状況であるものの、現時点において会計上の見積りに重要な影響を与えるものではないと判断しております。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は不確定要素が多いことから、その収束状況によっては当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 71,154百万円
2. 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ次のとおりであります。
受取手形 81百万円
売掛金 11,122百万円
3. 流動負債のその他のうち、契約負債の金額は、次のとおりであります。
契約負債 462百万円

連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

| 場所 | 用途 | 種類 |
|---------|-------------|---------------------|
| 福岡県小郡市等 | 遊休資産、除却予定資産 | 機械装置及び運搬具、土地、建設仮勘定 |
| シンガポール | 遊休資産 | 機械装置及び運搬具 |
| マレーシア | 遊休資産 | 機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品 |

当社グループは、原則として、事業用資産については管理会計上の事業区分を基礎としてグルーピングを行っており、遊休資産及び除却予定資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

対象資産は、当連結会計年度において将来の使用が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（216百万円）として特別損失に計上しております。

その内訳は、以下のとおりであります。

福岡県小郡市等 70百万円（うち、機械装置及び運搬具32百万円、土地11百万円、建設仮勘定26百万円）
シンガポール 63百万円（うち、機械装置及び運搬具63百万円）
マレーシア 81百万円（うち、機械装置及び運搬具81百万円、工具、器具及び備品0百万円）

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額を零として評価しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首株式数 (千株) | 当連結会計年度増加株式数 (千株) | 当連結会計年度減少株式数 (千株) | 当連結会計年度末株式数 (千株) |
|-------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 普通株式 | 18,722 | — | — | 18,722 |

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|---------------------|-----------------|----------------|
| 2022年3月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 648 | 35 | 2021年 12月31日 | 2022年 3月30日 |
| 2022年8月9日 取締役会 | 普通株式 | 371 | 20 | 2022年 6月30日 | 2022年 9月2日 |

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

| 決議予定 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|-----------------|---------------------|-----------------|----------------|
| 2023年3月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 371 | 20 | 2022年 12月31日 | 2023年 3月30日 |

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主として銀行借入による方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクにさらされております。当社グループでは社内ルールに従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行っております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクにさらされておりますが、同じ外貨建ての買掛金及び借入金との平準化に努めております。

投資有価証券である株式は、業務上の関係を有する企業の株式であります。当社グループでは定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクにさらされておりますが、同じ外貨建ての売掛金の残高との平準化に努めております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務、長期未払金は、営業取引及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、連結貸借対照表に計上している投資有価証券1,395百万円は、市場価格のない株式等のため記載しておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

| | 連結貸借対照表 計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----------------|-------------------------|----------|----------|
| (1) 長期借入金 (*2) | (11,211) | (11,205) | △5 |
| (2) リース債務 (*3) | (2,249) | (2,236) | △13 |
| (3) 長期未払金 (*4) | (4,960) | (4,993) | 33 |

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金の連結貸借対照表計上額及び時価は長期借入金に含めております。

(*3) リース債務の連結貸借対照表計上額及び時価は流動負債及び固定負債を合算した金額であります。

(*4) 1年内返済予定の長期未払金の連結貸借対照表計上額及び時価は長期未払金に含めております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

| 区分 | 時価（百万円） | | | |
|-------|---------|--------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 長期借入金 | － | 11,205 | － | 11,205 |
| リース債務 | － | 2,236 | － | 2,236 |
| 長期未払金 | － | 4,993 | － | 4,993 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金、リース債務及び長期未払金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

| | 報告セグメント | | | 合計 |
|-----------------------|---------------|---------|-------|--------|
| | 電気・電子部品 事業 | 自動車部品事業 | 設備事業 | |
| (地域別の売上高) | | | | |
| 中国 | 21,734 | 2,041 | 624 | 24,400 |
| 日本 | 3,944 | 12,440 | 2,651 | 19,036 |
| その他アジア | 8,774 | 1,249 | 1,938 | 11,962 |
| その他 | 2,157 | 2,071 | 15 | 4,244 |
| (カテゴリー別の売上高) | | | | |
| 民生 | 29,768 | — | — | 29,768 |
| 自動車 | 962 | 17,802 | — | 18,764 |
| 産機・他 | 5,880 | — | 5,229 | 11,109 |
| (収益認識のタイミング) | | | | |
| 一時点で移転される財又はサービス | 36,611 | 17,802 | 5,229 | 59,643 |
| 一定の期間にわたり移転される財又はサービス | — | — | — | — |
| 顧客との契約から生じる収益 | 36,611 | 17,802 | 5,229 | 59,643 |
| その他の収益 | — | — | — | — |
| 外部顧客への売上高 | 36,611 | 17,802 | 5,229 | 59,643 |

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約負債の残高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 当連結会計年度 |
|--------------------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権（当期首） | 13,731 |
| 顧客との契約から生じた債権（当期末） | 11,203 |
| 契約負債（当期首） | 129 |
| 契約負債（当期末） | 462 |

連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権は「受取手形及び売掛金」に計上しています。契約負債は「流動負債」の「その他」に計上しています。契約負債は主に、製品の引渡し前に顧客から受け取った対価であります。当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、個別の予想契約期間1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

| | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産 | 3,139.58円 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 9.08円 |

その他の注記

(企業結合に関する注記)

取得による企業結合

当社は、KRYSTAL株式会社並びにMicroInnovators Laboratory株式会社（以下、「被取得企業」という。）の全株式を2022年6月30日付で取得し、子会社化いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

| | |
|----------|--------------------------------|
| 被取得企業の名称 | KRYSTAL株式会社 |
| 事業の内容 | MEMSの開発・設計・成膜、コンサルティング |
| 被取得企業の名称 | MicroInnovators Laboratory株式会社 |
| 事業の内容 | MEMSの開発・設計、研究開発（非鉛系材料） |

(2) 企業結合を行った理由

当社は、中長期の重点事業に掲げるMEMS事業においてファウンドリビジネスの拡大を目指しており、今回の買収はその一環であります。対象企業のKRYSTAL株式会社（MicroInnovators Laboratory株式会社はその関係会社）は、MEMSの材料開発及び設計、また成膜まで行っており、世界で初めてMEMSの素材であるPZT（ジルコン酸チタン酸鉛）の単結晶化に成功した技術力を保有しております。当社は、PZTを用いて成膜した薄膜の試作加工から評価、量産までを行うファウンドリビジネス体制を確立してまいりました。この両社を結合することで、材料開発から量産まで一連のプロセスをグループ内で完結できる体制となり、これまで以上に幅広いお客様のニーズに応えることでファウンドリビジネス拡大の加速につなげてまいります。

(3) 企業結合日

2022年6月30日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とした株式取得

(5) 結合後企業の名称

名称の変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価として株式を取得したことによります。

2. 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2022年7月1日から2022年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

| | | |
|-------|----|----------|
| 取得の対価 | 現金 | 1,245百万円 |
| 取得原価 | | 1,245百万円 |

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

| | |
|--------------|-------|
| デューデリジェンス費用等 | 13百万円 |
|--------------|-------|

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

2,145百万円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力により発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

| | |
|------|----------|
| 流動資産 | 81百万円 |
| 固定資産 | 446百万円 |
| 資産合計 | 527百万円 |
| 流動負債 | 178百万円 |
| 固定負債 | 1,475百万円 |
| 負債合計 | 1,654百万円 |

7. のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び償却期間

(1) 技術関連資産の金額

327百万円

(2) 償却期間

12年

8. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算及びその算定方法

影響の概算額については、合理的な算定が困難であるため記載しておりません。

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 26,850 | 流動負債 | 19,170 |
| 現金及び預金 | 5,832 | 支払手形 | 33 |
| 受取手形 | 81 | 電子記録債務 | 183 |
| 電子記録債権 | 1,374 | 買掛金 | 2,539 |
| 売掛金 | 10,005 | 短期借入金 | 6,445 |
| 製品 | 2,526 | 関係会社短期借入金 | 729 |
| 仕掛品 | 4,529 | 1年内返済予定の長期借入金 | 3,960 |
| 原材料及び貯蔵品 | 1,076 | リース債務 | 247 |
| 前払費用 | 209 | 未払金 | 3,183 |
| 未収入金 | 454 | 未払費用 | 358 |
| 未収消費税等 | 93 | 未払法人税等 | 22 |
| その他の貸倒引当金 | 669 | 前受り金 | 414 |
| | △3 | 預り金 | 357 |
| 固定資産 | 41,707 | 賞与引当金 | 494 |
| 有形固定資産 | 26,369 | その他の負債 | 201 |
| 建物 | 8,163 | 固定負債 | 11,512 |
| 構築物 | 771 | 長期借入金 | 7,160 |
| 機械及び装置 | 11,488 | リース債務 | 530 |
| 車両運搬具 | 2 | 長期未払金 | 3,615 |
| 工具、器具及び備品 | 1,257 | 退職給付引当金 | 86 |
| 土地 | 2,712 | その他の負債 | 119 |
| 建設仮勘定 | 1,972 | 負債合計 | 30,683 |
| 無形固定資産 | 748 | 純資産の部 | |
| ソフトウェア | 684 | 株主資本 | 37,874 |
| ソフトウェア仮勘定 | 41 | 資本金 | 10,968 |
| その他の投資 | 23 | 資本剰余金 | 10,492 |
| 投資その他の資産 | 14,590 | 資本準備金 | 10,492 |
| 投資有価証券 | 1,515 | 利益剰余金 | 16,776 |
| 関係会社株式 | 8,094 | 利益準備金 | 22 |
| 関係会社出資金 | 994 | その他利益剰余金 | 16,754 |
| 関係会社長期貸付金 | 3,471 | 別途積立金 | 14,195 |
| 破産更生債権等 | 17 | 繰越利益剰余金 | 2,559 |
| 長期前払費用 | 11 | 自己株式 | △363 |
| 繰延税金資産 | 71 | 純資産合計 | 37,874 |
| その他の貸倒引当金 | 434 | 負債・純資産合計 | 68,558 |
| | △21 | | |
| 資産合計 | 68,558 | | |

損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|--------|
| 売上高 | 48,506 |
| 売上原価 | 35,780 |
| 売上総利益 | 12,725 |
| 販売費及び一般管理費 | 12,779 |
| 営業損失 | 53 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 38 |
| 受取配当金 | 1,762 |
| 為替差益 | 824 |
| 不動産賃貸料 | 16 |
| その他 | 67 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 173 |
| 債権売却損 | 3 |
| コミットメントファイ | 23 |
| その他 | 53 |
| 経常利益 | 2,401 |
| 特別利益 | |
| 固定資産売却益 | 72 |
| 特別損失 | |
| 固定資産売却損 | 179 |
| 投資有価証券評価損 | 93 |
| 投資有価証券売却損 | 469 |
| 減損 | 70 |
| 訴訟和解金 | 100 |
| 税引前当期純利益 | 913 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 230 |
| 法人税等調整額 | △71 |
| 当期純利益 | 1,400 |

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | |
|-------------------------|---------|-----------|--------------------------------|--------------|-----------|----------|--------|--------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | | | |
| | | 資本準備金 | そ の 他 資本剰余金 自己株式 処分差損 | 資本剰余金 合 計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金 合 計 |
| | | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当 期 首 残 高 | 10,968 | 10,492 | - | 10,492 | 22 | 12,195 | 4,272 | 16,489 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | - | | | △74 | △74 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 10,968 | 10,492 | - | 10,492 | 22 | 12,195 | 4,197 | 16,415 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | |
| 別途積立金の積立 | | | | - | | 2,000 | △2,000 | - |
| 剰余金の配当 | | | | - | | | △1,019 | △1,019 |
| 当期純利益 | | | | - | | | 1,400 | 1,400 |
| 自己株式の処分 | | | △19 | △19 | | | | - |
| 自己株式処分差損の振替 | | | 19 | 19 | | | △19 | △19 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | | | | - | | | | - |
| 事業年度中の変動額合計 | - | - | - | - | - | 2,000 | △1,638 | 361 |
| 当 期 末 残 高 | 10,968 | 10,492 | - | 10,492 | 22 | 14,195 | 2,559 | 16,776 |

| | 株 主 資 本 | | 評価・換算差額等 | | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|---------|-------------|--------------|------------|-----------|
| | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当 期 首 残 高 | △422 | 37,528 | 6 | 6 | 37,535 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | △74 | | | △74 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | △422 | 37,454 | 6 | 6 | 37,460 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | |
| 別途積立金の積立 | | - | | - | - |
| 剰余金の配当 | | △1,019 | | - | △1,019 |
| 当期純利益 | | 1,400 | | - | 1,400 |
| 自己株式の処分 | 58 | 38 | | - | 38 |
| 自己株式処分差損の振替 | | - | | - | - |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | | - | △6 | △6 | △6 |
| 事業年度中の変動額合計 | 58 | 420 | △6 | △6 | 413 |
| 当 期 末 残 高 | △363 | 37,874 | - | - | 37,874 |

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

A. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

B. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産

① 製品及び仕掛品

A. 量産品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

B. 金型・自動機及び半導体設備

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

③ 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～50年

機械及び装置 5年～12年

工具、器具及び備品 2年～8年

(2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び
過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社及び顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- (1) 電気・電子部品事業
電気・電子部品事業においては、主に超小型RF同軸コネクタ、細線同軸コネクタ、基板対基板コネクタの製造及び販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す義務を負っております。このような製品の販売は、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合、顧客へ製品を出荷した時点で収益を認識しております。
- (2) 自動車部品事業
自動車部品事業においては、主に自動車向け製品（カスタムコネクタ、成形品）の製造及び販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す義務を負っております。このような製品の販売は、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合、顧客へ製品を出荷した時点で収益を認識しております。有償受給取引については、顧客から購入した原材料等の支払いは、顧客に支払われる対価に該当するものと判断し、当該金額を取引価額から減額した額を収益として認識しております。
- (3) 設備事業
設備事業においては、主に半導体製造装置の製造及び販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す義務を負っております。このような製品の販売は、顧客指定工場に搬入据付終了の時点で収益を認識しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

7. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

8. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

9. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内の販売において、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの時間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

・顧客から原材料等を仕入れ、加工を行ったうえで当該顧客に販売する有償受給取引においては、従来は原材料等の仕入価格を含めた対価の総額で収益を認識しておりましたが、原材料等の仕入価格を除いた対価の純額で収益を認識することに変更しております。また、従来、顧客からの支給品について流動資産の「原材料及び貯蔵品」としておりましたが、流動資産の「その他」に変更しております。

・設備事業の自動機の販売に関して、従来は当社の工場内での顧客立会いによる性能確認後に収益を認識しておりましたが、顧客指定工場に搬入据付終了の時点で収益を認識することに変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は4,629百万円、売上原価は4,321百万円減少し、営業利益、経常利益、税金等調整前四半期純利益がそれぞれ308百万円減少しております。

また、利益剰余金の当期首残高は、74百万円減少しております。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

10. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「受取手形」に含めていた「電子記録債権」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

11. 会計上の見積りに関する注記

市場価格のない株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 1,258百万円

(内、KRYSTAL株式会社1,206百万円、MicroInnovators Laboratory株式会社52百万円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結計算書類 企業結合に関する注記」に記載のとおり、当事業年度においてKRYSTAL株式会社、MicroInnovators Laboratory株式会社の株式取得を行いました。当該企業結合取引の結果、関係会社株式として、1,258百万円を貸借対照表に計上しております。

当該関係会社株式は、取得原価と同社の超過収益力を反映した株式の実質価額を比較し、減損処理の要否を判定しております。

超過収益力の評価においては、対象会社の将来の事業計画及び損益実績を基礎としております。将来事業計画の策定においては、主として関係会社を取り扱う製品の将来における市場成長性に一定の仮定をしております。

将来事業計画の策定において用いた仮定は、経営者の最善の見積もりによって決定されますが、将来の不確実な状況変化により、主要な仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の計算書類における、関係会社株式の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

12. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社では、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りは、計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症による当社への影響は、今後の広がり方や収束時期等の見通しが不透明な状況であるものの、現時点において会計上の見積りに重要な影響を与えるものではないと判断しております。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は不確定要素が多いことから、その収束状況によっては当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 38,435百万円

2. 保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。

| 保 証 先 | 保 証 金 額 (百万円) | う ち 外 貨 建 |
|--|---------------|-------------------|
| I-PEX SINGAPORE PTE LTD | 32 | 329千シンガポールドル |
| IPEX GLOBAL MANUFACTURING (M) S D N . B H D . | 46 | 1,558千マレーシアリングgit |
| I - P E X 島 根 株 式 会 社 | 142 | — |
| 合 計 | 221 | — |

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

短期金銭債権 3,181百万円

長期金銭債権 179百万円

短期金銭債務 1,451百万円

4. 取締役等に対する金銭債権又は金銭債務

金銭債務 79百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

| | |
|-----------|-----------|
| 営業取引 | |
| 売上高 | 12,335百万円 |
| 仕入高 | 14,254百万円 |
| 外注加工費 | 690百万円 |
| 販売手数料 | 1,316百万円 |
| 営業取引以外の取引 | |
| 受取利息及び配当金 | 1,797百万円 |
| 支払利息 | 20百万円 |
| 不動産賃貸料 | 9百万円 |

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

| 場所 | 用途 | 種類 |
|---------|------|-----------------|
| 福岡県小郡市等 | 遊休資産 | 機械及び装置、土地、建設仮勘定 |

当社は、原則として、事業用資産については管理会計上の事業区分を基礎としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

対象資産は、当事業年度において将来の使用が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（70百万円）として特別損失に計上しております。

その内訳は、機械及び装置32百万円、土地11百万円、建設仮勘定26百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額を零として評価しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

| 株式の種類 | 当事業年度期首株数 (千株) | 当事業年度増加株数 (千株) | 当事業年度減少株数 (千株) | 当事業年度末株数 (千株) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式 | 199 | － | 27 | 172 |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少27千株は、中期業績連動型株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|--------------|-----------|
| 繰延税金資産 | |
| 賞与引当金 | 150百万円 |
| 棚卸資産 | 72百万円 |
| 退職給付引当金 | 26百万円 |
| 役員退職慰労金 | 24百万円 |
| 子会社株式等評価損 | 276百万円 |
| 会員権評価損 | 9百万円 |
| 繰越欠損金 | 1,883百万円 |
| 減損損失 | 329百万円 |
| その他 | 192百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 2,966百万円 |
| 評価性引当額 | △2,894百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 71百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | －百万円 |
| 繰延税金負債合計 | －百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 71百万円 |

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

| 会社名 | 関係 | 議決権の所有 (被所有)割合 (%) | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|--|-----|--------------------------|--------|---------------|-------|---------------|
| I-PEX SINGAPORE PTE LTD | 子会社 | (所有) 直接 100.0 | 仕入高 | 5,152 | 買掛金 | 363 |
| | | | 支払利息 | 20 | 短期借入金 | 729 |
| | | | 債務保証 | 32 | — | — |
| IPEX GLOBAL MANUFACTURING (M) SDN. BHD. | 子会社 | (所有) 直接 100.0 | 製品等の販売 | 1,149 | 売掛金 | 1,035 |
| | | | 債務保証 | 46 | — | — |
| I-PEX ELECTRONICS (H.K.) LTD. | 子会社 | (所有) 直接 100.0 | 製品等の販売 | 1,493 | 売掛金 | 170 |
| I - P E X 島 根 株 式 会 社 | 子会社 | (所有) 直接 100.0 | 仕入高 | 2,912 | 買掛金 | 227 |
| | | | 受取利息 | 2 | 長期貸付金 | 500 |
| | | | 債務保証 | 142 | — | — |
| 爱沛精密模塑(上海)有限公司 | 子会社 | (所有) 直接 100.0 | 仕入高 | 4,189 | 買掛金 | 479 |
| | | | 受取利息 | 20 | 長期貸付金 | 1,000 |
| I-PEX (SHANGHAI) CO., LTD. | 子会社 | (所有) 間接 100.0 | 製品等の販売 | 4,752 | 売掛金 | 1,121 |
| K R Y S T A L 株 式 会 社 | 子会社 | (所有) 直接 100.0 | 受取利息 | 4 | 長期貸付金 | 1,618 |

(注) 1. 取引金額には消費税等は含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

製品等の販売及び仕入取引における価格その他の取引条件は市場実勢等を勘案して決定しております。

資金の貸付及び借入取引における金利につきましては、市場金利に個々の情勢を勘案して決定しております。

3. 債務保証は、当社が銀行借入等に対して債務の保証を行ったものであり、保証料の受領はしていません。

2. 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項 4.収益及び費用の計上基準」に記載した内容と同一であります。

1 株当たり情報に関する注記

| | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産 | 2,041.68円 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 75.56円 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月20日

I-PEX株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

| | | |
|--------------------|-------|--------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 下井田 晶代 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 城 卓男 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 西原 大祐 |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、I-PEX株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、I-PEX株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月20日

I-PEX株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

| | | |
|--------------------|-------|--------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 下井田 晶代 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 城 卓男 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 西原 大祐 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、I-PEX株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第60期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、次の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査方針、監査計画、監査等委員会監査等基準等に従い、会社の内部統制に関与する部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月20日

I - P E X 株 式 会 社 監 査 等 委 員 会

監査等委員（社外取締役） 橋 口 純 一 ㊟

監査等委員（社外取締役） 庭 野 修 次 ㊟

監査等委員（社外取締役） 若 杉 洋 一 ㊟

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、積極的な株主還元を実現するため業績連動を考慮した配当を実施していくことを基本方針としております。

当期の業績及び今後の事業展開並びに財政状況等を総合的に勘案した結果、期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額 371,012,680円

なお、中間配当金20円を加えた当期の年間配当金は1株につき40円となり、前期と比べ1株につき10円の減配となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年3月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 1,000,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため1名増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして、監査等委員会において検討がなされましたが、特に指摘すべき事項はないとの意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|--|--|---|-------------|
| 1 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再任</div> <p>つち やま たか ほる 土山隆治 (1959年4月29日生)</p> | <p>1982年3月 当社入社 1997年3月 当社工機事業部長 2000年6月 当社取締役工機事業部長 2002年3月 当社取締役工機事業部長兼第一技術開発部長 2003年7月 当社取締役電装部品事業部長兼第一技術開発部長 2005年3月 当社取締役電装部品事業部長 2007年4月 当社取締役コンポーネンツ事業本部長 2009年4月 当社取締役自動車部品事業本部長 2013年3月 当社常務取締役自動車部品事業本部長 2017年1月 当社常務取締役コンポーネンツ事業グループ長兼自動車部品事業本部長 2019年1月 当社常務取締役営業本部長 2019年6月 当社代表取締役社長営業本部長 2021年1月 当社代表取締役社長 2022年1月 当社代表取締役社長執行役員（現任） 現在に至る</p> <p>（重要な兼職の状況） 爱沛精密模塑（上海）有限公司董事長</p> | 45,500株 |
| <p>【候補者とした理由】 複数の事業本部長を歴任し豊富な経験と知見を有しており、2019年6月からは代表取締役社長として、また2022年1月からは代表取締役社長執行役員として、当社グループの企業価値向上に向けてリーダーシップを発揮しております。また、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、当社グループの持続的な成長を実現するために取締役として適任であると判断いたしました。</p> | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 | 所有する当社 の株式の数 |
|---|--|---|-----------------|
| 2 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">再任</div> お 緒 方 健 治 (1958年4月2日生) | 1979年4月 大和鉄工所株式会社入社 1983年11月 当社入社 1998年3月 当社生産技術部長 2001年6月 当社取締役第一技術開発部長 2002年3月 当社取締役半導体設備事業部長兼第三技術開発部長 2005年3月 当社取締役半導体設備事業部長 2007年4月 当社取締役設備事業本部長 2010年9月 当社取締役副事業統括兼技術開発本部長 2013年3月 当社常務取締役副事業統括兼技術開発本部長 2013年4月 当社常務取締役技術開発本部長兼精密部品事業部・設備事業部担当 2015年1月 当社常務取締役技術開発本部長 2021年1月 当社常務取締役技術開発統括部長 2022年1月 当社取締役常務執行役員技術開発統括部長（現任） 現在に至る | 42,800株 |
| <p>【候補者とした理由】 事業本部長及び技術開発本部長を歴任し豊富な経験と知見を有しており、2022年1月からは取締役常務執行役員として経営手腕を発揮しております。また、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、当社グループの持続的な成長を実現するために取締役として適任であると判断いたしました。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|-------|---|---|-------------|
| 3 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> 原 昭彦 <small>はら あき ひこ</small> (1963年8月22日生) | 1984年4月 大和鉄工所株式会社入社 1985年8月 当社入社 2007年3月 当社コネクタ事業本部電子部品事業部長 2012年1月 当社アイパックス事業本部電子部品事業部長 2012年3月 当社取締役アイパックス事業本部電子部品事業部長 2017年1月 当社取締役アイパックス事業副本部長 2019年1月 当社取締役コネクタ事業本部長 2020年4月 当社常務取締役コネクタ事業本部長 2021年1月 当社常務取締役電子部品事業部長 2022年1月 当社取締役常務執行役員電子部品事業部長 (現任) 現在に至る | 9,200株 |
| | 【候補者とした理由】 電子部品事業部長として国内外の生産現場を統括し豊富な経験と知見を有しており、2022年1月からは取締役常務執行役員として経営手腕を発揮しております。また、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、当社グループの持続的な成長を実現するために取締役として適任であると判断いたしました。 | | |
| 4 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> 小西 玲仁 <small>こにし れいじ</small> (1971年9月1日生) | 1996年7月 当社入社 2003年12月 株式会社アイパックス (現当社) 出向 2014年1月 当社アイパックス事業本部営業統括部マーケティング部長 2017年1月 当社マーケティング統括部長 2018年1月 当社執行役員マーケティング統括部長 2021年1月 当社執行役員経営企画室長 2021年3月 当社取締役経営企画室長 2022年1月 当社取締役執行役員経営企画統括部長 (現任) 現在に至る | 101,900株 |
| | 【候補者とした理由】 営業部門並びに経営企画部門の責任者を歴任し豊富な経験と知見を有しており、2022年1月からは取締役執行役員として事業の発展に手腕を発揮しております。また、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、当社グループの持続的な成長の実現に重要な役割を果たすことが期待できるため、取締役として適任であると判断いたしました。 | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 | 所有する当社 の株式の数 |
|-----------|---|--|-----------------|
| ※ 5 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">新任</div> <p style="text-align: center;">やす おか あつ し 安 岡 厚 志 (1965年11月27日生)</p> | <p>2005年 5 月 株式会社アイペックス（現当社）入社 2007年 5 月 同社営業本部インターナショナルビジネス部長 2012年 1 月 当社入社 アイペックス事業本部営業本部インターナショナルビジネス部長 2013年 4 月 当社アイペックス事業本部営業統括部長 2015年 1 月 当社執行役員アイペックス事業本部営業統括部長 2019年 1 月 当社執行役員営業本部営業統括部長 2021年 1 月 当社執行役員営業統括部長（現任） 現在に至る</p> | 3,200株 |
| | <p>【候補者とした理由】 永年にわたり、グローバルなビジネス展開を行う上で拡販活動を主導するのみならず、顧客提案力強化や、新ビジネスモデル構築等の活動を展開するなど、営業・マーケティングに関する豊富な経験と高度な知見を有しております。また、2015年1月からは執行役員として、2019年1月からは、当社グループ全体における営業統括部の責任者に就任し、当社グループのグローバル市場におけるビジネス展開の促進を主導する任に当たっており、事業の発展に手腕を発揮しております。これらの経験及び実績から、当社グループの持続的な成長を実現するために、取締役会での戦略的議論において重要な役割を果たすことが期待できるため、新たに取締役として適任であると判断いたしました。</p> | | |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意による犯罪行為を行った役員自身の損害等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、今後当該保険契約を更新することを予定しています。また、保険料は全額当社が負担することとしております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 | 所有する当社 の株式の数 |
|--|---|---|-----------------|
| 1 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div> はし ぐち じゅん いち 橋 □ 純 一 (1947年9月9日生) | 1970年4月 日産自動車株式会社入社 1996年7月 同社第一調達部長 2000年6月 株式会社ユニシアジェックス（現日立Astemo株式会社）執行役員購買本部長 2004年5月 株式会社キリウ入社 執行役員営業部長 2006年6月 同社常務執行役員営業部長兼購買部長 2009年6月 同社代表取締役社長 2014年6月 同社代表取締役会長 2015年6月 同社退任 2016年3月 当社社外取締役 2017年3月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2019年3月 株式会社ツバキ・ナカシマ社外取締役（現任） 2022年3月 マークラインズ株式会社社外監査役（現任） 現在に至る （重要な兼職の状況） 株式会社ツバキ・ナカシマ社外取締役 マークラインズ株式会社社外監査役 | 13,200株 |
| <p>【候補者とした理由及び期待される役割の概要】 経営者として及びグローバル企業での豊富な経験に基づく高い見識と幅広い知見を有しており、中立かつ客観的視点から適切な意見をいただいております。 これらのことから、引き続き業務執行の監督・監査を公正・適切に遂行いただくことが期待されるため、監査等委員である社外取締役として適任であると判断いたしました。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|-------------|
| 2 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="display: inline-block; margin-right: 10px; border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> にわのしゅうじ 庭野修次 (1955年3月24日生) | 1977年4月 日本電気株式会社入社 2003年6月 同社財務部IR室長 2007年5月 NECモバイルリング株式会社(現MXモバイルリング株式会社) 経理部長 2009年6月 同社取締役執行役員兼経理部長 2012年4月 同社取締役執行役員常務兼経理部長 2014年2月 MXモバイルリング株式会社取締役執行役員常務兼財務経理・IT本部長 2015年6月 同社退任 2016年3月 当社常勤監査役 2017年3月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 現在に至る | 2,200株 |
| 【候補者とした理由及び期待される役割の概要】 過去の会社役員等の経験から会社経営全般に精通しており、中立かつ客観的視点から適切な意見をいただいております。 これらのことから、引き続き業務執行の監督・監査を公正・適切に遂行いただくことが期待されるため、監査等委員である社外取締役として適任であると判断いたしました。 | | | |
| 3 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="display: inline-block; margin-right: 10px; border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> わかすぎよういち 若杉洋一 (1966年8月2日生) | 1994年4月 弁護士登録 大江橋法律事務所入所 2001年4月 同事務所パートナー 2002年8月 弁護士法人大江橋法律事務所社員(現任) 2008年5月 株式会社パル(現株式会社パルグループホールディングス)社外監査役 2020年5月 同社退任 2021年3月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 現在に至る (重要な兼職の状況) 弁護士(弁護士法人大江橋法律事務所社員) | 0株 |
| 【候補者とした理由及び期待される役割の概要】 弁護士として法務及びコンプライアンスに関する高度な専門知識と豊富な経験を有しており、中立かつ客観的視点から適切な意見をいただいております。 これらのことから、引き続き経営の健全性と透明性の確保に貢献いただくことが期待されるため、監査等委員である社外取締役として適任であると判断いたしました。 | | | |

- (注) 1. 当社は、若杉洋一氏が所属している弁護士法人大江橋法律事務所との間に顧問契約を締結しており、個別案件について、同事務所が有する専門的知見に基づきアドバイスを受けることがあります。当社の担当は同氏以外の弁護士であり、また、同事務所が受ける総報酬額に対する当社の過去3事業年度の平均支払額につきましては、同事務所の各年度における年間受取報酬総額の約0.8%であり、当社の「社外取締役の独立性に関する基準」に定める年間受取報酬総額の2%を超えないことから、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
2. その他の各候補者と当社との間には、いずれも特別な利害関係はありません。
3. 橋口純一、庭野修次及び若杉洋一の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 橋口純一、庭野修次及び若杉洋一の各氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって橋口純一氏が7年、庭野修次氏が6年、若杉洋一氏が2年であります。
5. 当社は、橋口純一、庭野修次及び若杉洋一の各氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額を限度とする契約を締結しております。当社は、各氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務に執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意による犯罪行為を行った役員自身の損害等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、今後当該保険契約を更新することを予定しています。また、保険料は全額当社が負担することとしております。
7. 当社は、橋口純一、庭野修次及び若杉洋一の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。当社は、各氏が再任された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

【ご参考】選任後の取締役会構成及びスキル・マトリックス

本総会において第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合、当社取締役会は、社内取締役5名、社外取締役3名（うち女性0名）で構成される体制となり、社外取締役の取締役会に占める割合は3分の1以上（8名中3名）となります。また、各取締役に特に期待する専門性と経験は以下のとおりであります。

現時点においては、当社の経営戦略の実現に向け、取締役に特に期待するスキルとして、当社の事業特性・課題に関する知見・経験を下表のとおり選定し、決定しております。これらのスキルを各取締役がバランスよく保有し、多様性の確保及び適切な員数の観点も踏まえて、取締役会全体として実効性を発揮できる構成となるよう努めてまいります。

【スキル・マトリックス】

| 議案 | 当社における地位名 | 独立役員 | 性別 | 特に期待する専門性・経験 | | | | | | |
|-------|-----------|----------------------|----|--------------|-------------|-------------|----------------|-----------|-------|---|
| | | | | 企業 事業経営 | グローバル 経験 | 財務会計 ・法務 | 営業・ マーケティング | 製造・ 開発 | ガバナンス | |
| 第2号議案 | 1 | 代表取締役 社長執行役員 土山隆治 | — | 男性 | ● | | | ● | ● | |
| | 2 | 取締役 常務執行役員 緒方健治 | — | 男性 | ● | | | ● | ● | |
| | 3 | 取締役 常務執行役員 原昭彦 | — | 男性 | ● | | | | ● | |
| | 4 | 取締役 執行役員 小西玲仁 | — | 男性 | ● | ● | ● | ● | | |
| | 5 | 取締役 執行役員 安岡厚志 | — | 男性 | ● | ● | | ● | | |
| 第3号議案 | 1 | 社外取締役(監査等委員) 橋口純一 | ○ | 男性 | ● | ● | | ● | | ● |
| | 2 | 社外取締役(監査等委員) 庭野修次 | ○ | 男性 | ● | | ● | | | ● |
| | 3 | 社外取締役(監査等委員) 若杉洋一 | ○ | 男性 | | | ● | | | ● |

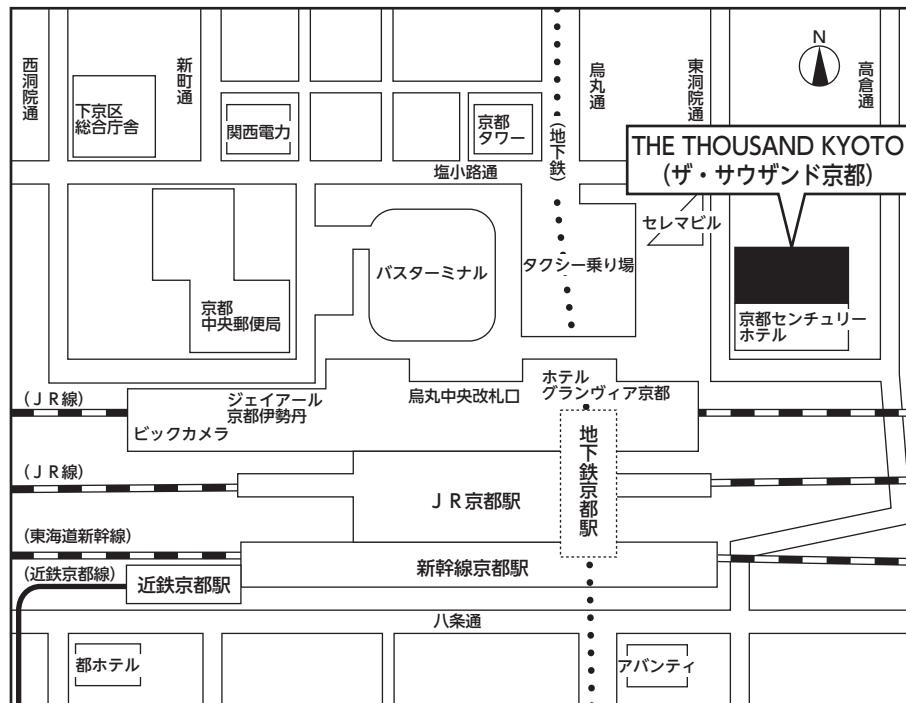
- (注) 1. 上記の一覧表は、取締役の有するすべての専門性と経験を表すものではありません。
2. 上記に記載した当社における地位は、第2号及び第3号議案が原案通り承認可決された場合の内容を記載しており、本総会終了後の取締役会をもって正式に決定する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

※開催会場が前回と異なっております。
ご来場の際は、お間違いのないようご注意ください。

会場：京都市下京区東塩小路町570番
THE THOUSAND KYOTO (ザ・サウザンド京都)
1階 大宴会場「花鳥」
TEL：075-354-1000



- (交通のご案内) ・ J R 京都駅 (烏丸中央改札口) から右手徒歩3分
・ 地下 (J R 京都駅東口・八条口連絡通路・地下鉄京都駅中央1改札口) より、「出口5」をご利用ください。
- (お願い) ・ 駐車場をご用意しておりませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。
・ 株主総会当日にご来場の株主様へのお土産をご用意しておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。